

2023 年 12 月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口への相談事例

(海外旅行保険に加入している患者の転院先について)

ご相談：

親族訪問目的の短期滞在資格で入国した外国人が当院を受診した。診察の結果、入院し当面の治療を行ったのち、手術が必要であることが判明した。

この患者の子は日本に在住しており、母国には同居する家族はいないという。そのため母国ではなく子がいる日本での治療を希望している。

この患者は来日する際に日本の保険会社の海外旅行保険に加入しており、当院が保険会社に確認したところ、補償限度額は不明だが治療費は補償されるとのことである。

なお、現在は短期入院なので診察時は電話医療通訳サービスを利用し、その他日常的なことはこの患者の子を介してやさしい日本語で伝えたり翻訳アプリを利用して対応しているが、入院・手術となるとこの患者の子も日本語が堪能ではなく、患者本人も母国語に対応できるスタッフが常駐している医療機関での手術を希望しており、患者の同意を得て転院先を探している。

すでに当院が属す二次医療圏内の 2 か所の医療機関に転院の打診を行ったが、両医療機関とも患者母国語に対応ができないとして断られた。

この患者を受入可能な医療機関を紹介してほしい。

対応：

当窓口で把握している情報で調べたところ、ご相談いただいた医療機関の地域に該当する医療機関はなかったが、30km 圏内で外国人患者受入れに積極的で患者母国語にも対応可能とされる、3 か所の医療機関を紹介。個々の医療機関との調整は御院で行っていただくことを前提に以下を案内した。

- 医療機関によっては、医療コーディネーター（有料）の介在を求められる場合があること。
- この患者が加入している保険会社には、患者本人より連絡してもらい、補償内容や保証条件の確認や、治療の状況や今後の転院についても、十分相談していただくこと。
- 転院先での手続きになるが、入院・治療中に在留期限が切れる恐れがあるので、「短期滞在」で在留している外国人が入国後の急な事情変更等により、日本の病院に入院して病気や怪我の治療をすることとなったため、当初の在留期間を超えて在留する必要が生じた場合の出入国在留管理局での手続きについて説明。

なお、この手続きにより滞在資格を「特定活動」（医療滞在）」に変更した場合も、日本の公的医療保険に加入できないことを併せて伝えた。

その後、ご相談者から当窓口で案内した医療機関は患者の受入れは不可であったとご報告をいただき、以下を案内。

- 先にもご案内したが、患者が加入している保険に「医療機関紹介・手配サービス」が付帯していれば保険会社に転院に関し相談することが可能なので患者本人より確認いただく。
- 加入している保険にそのようなサービスが付帯していない場合は、患者に母国での入院・手術も検討するように提案すること。

後日、ご相談者から再度ご連絡があり、窓口からの案内の通り、患者に保険会社と相談することや帰国することも検討するよう伝えたと、帰国して治療を進めることとなったとのこと。当院として母国での医療機関の選定など何か手伝えることがないか伺いたい、とのことであったので以下を案内した。

- 海外の医療機関の選定は、その国の医療・保険制度や各医療機関の受入れ体制などの情報が国内からは十分得られないため困難であること。
- 国内在住の患者の子などを通じ、母国の親族や友人に転院する医療機関を探していただくこと。
- 御院にて外国語の診療情報提供書を作成し患者にお渡しすること。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田 ・ 大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp